

**2017年度同志社大学大学院司法研究科
履修免除試験問題解説
民事訴訟法**

第1問(配点:4×7=28点)

条文や基本概念の知識を問う○×問題である。解答は以下の通りとなる。

- (1) × 未成年者が欠くのは「訴訟能力」であり、親権者が訴訟追行するのは「法定代理人」としての地位によるものである(31条本文)
- (2) × 確認判決には形成力は生じない
- (3) × 訴えにより時効が中断する時点は「訴えを提起した時」(147条)
- (4) × 直接主義とは、弁論の聴取や証拠調べを事件について判決をする裁判官が自ら行うという原則をいう(249条1項)
- (5) ○ 当事者尋問における当事者本人の陳述は証拠資料(訴訟資料と証拠資料の峻別)
- (6) × ある事実について証明責任を負うのはどちらか一方の当事者
- (7) ○ 286条1項

第2問(配点:6×2=12点)

問(1)

主要事実・間接事実・補助事実の区別についての理解を問う問題である。
正答はア (イは間接事実、ウは補助事実)

問(2)

訴訟参加の形態についての理解を問う問題である。
正答はウ (アは独立当事者参加、イは補助参加)

第3問(配点:20点)

民法上の組合の訴訟上の取り扱いについての基本的な理解を問う問題である。組合財産は組合員の共同所有(共有)であるため、組合自体が権利義務の帰属主体でないことが問題となる。そこでまずは、組合員全員が原告となって訴訟を提起する方法が考えられる。さらに、判例は、組合自体が29条に基づき原告となって訴訟を提起する方法(最判昭37・12・18民集16巻12号2422頁[百選9事件])、および業務執行組合員が任意的訴訟担当として原告となって訴訟を提起する方法(最判昭45・11・11民集24巻12号1854頁[百選13事件])を認めている。少なくとも以上の3つの方法について説明をすることが求められる。

第4問(配点:20×2=40点)

事例問題の分析を通じて、既判力に関する諸論点についての理解を問う問題である。

問(1)

争点効が問題となった判例(最判昭44・6・24判時569号48頁[百選84事件])を簡略化した事例である。争点効または信義則による解決を検討することが一般的な解答となるが、信義則違反を検討する場合は、どのような点が信義則に反するのかを説得的に論じる必要がある。

問(2)

基準時後の形成権行使についての典型的な問題である。判例・通説は、形成権の種類ごとに結論を異にし、取消権の場合は遮断されるとする(最判昭55・10・23民集34巻5号747頁[百選77事件])。判例は、取消権が遮断される理由を詳しく述べていないので、その点を補いつつ論じる必要がある(権利に付着する瑕疵、前訴で行使することの期待可能性、錯誤等の無効事由との比較など)。